

行政手続法第5条第1項の規定に基づく都市計画法第53条第1項の規定による建築の許可に係る審査基準における「事業の施行が近い将来に見込まれる区域等」を次のとおり公告し、平成27年11月13日の許可申請分から適用します。

平成27年10月14日

京都市長 門川大作

1 事業の施行が近い将来に見込まれる区域等

	都市計画 番号	都市計画 施設名	区間又は町名	延長 又は 面積	担当課
1	I・III・11号	国道9号線	右京区西院月双町～ 西京区御陵塚ノ越町	約1330m	国土交通省 近畿地方 整備局
2	3・4・106号	沓掛上羽線	西京区大原野北春日町～ 西京区大原野南春日町	約170m	建設局 道路建設部 道路建設課
3	3・3・140号	久世梅津 北野線	西京区桂上野西町～ 右京区梅津北町	約800m	同上
4	I・III・14号	葛野大路	右京区太秦安井辻ノ内町～ 右京区太秦安井小山町	約480m	同上
5	4・3・282号	淀城跡公園	伏見区淀本町地内	約3.4ha	建設局 みどり政策 推進室

2 閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課
電話番号075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)